

廿日市市自殺対策計画の策定スケジュールについて

1 計画期間

(1) 第 1 次計画：令和元年度～令和 5 年度（5 カ年）

(2) 第 2 次計画：令和 6 年度～令和 7 年度（2 カ年）

※第 3 次計画は、令和 8 年度からの「第 4 期廿日市市地域福祉計画」（令和 8 年度～）の一部として策定するため、第 2 期計画の終期を令和 7 年度までの 2 カ年計画として策定。

2 スケジュール

	R 5	R 6	R 7	R 8～R 12
自殺対策計画 第 1 次(現計画)：R1～R5 第 2 次：R6～R7				第 3 次計画からは <u>地域福祉計画へ</u>
地域福祉計画 第 3 次(現計画)：R3～R5 第 4 期：R8～R12 ※第 4 期から自殺対策計画が 計画の一部として加わる				
保健福祉審議会専門部会 ④ 地域共生専門部会 ④ 健康増進専門部会	④ 第 2 次計画の検討 ④ 第 2 次計画の共有	④ 進捗管理 (報告・意見) ④ 進捗状況の報告	④ 第 2 次計画の評価 ④ 第 3 次計画の検討	④ 進捗管理 (報告・意見)